

平成19年度

集中行財政改革プラン進捗状況

那須塩原市

目 次

●平成 19 年度集中行財政改革プランの進捗状況……………	1 ～ 8
●改革実施事務事業で平成 19 年度に削減効果の現れた事務事業……	9
●参考資料 ……………	10
●平成 19 年度修正事務事業……………	11～13

平成19年度 集中行財政改革プラン進捗状況

1 実施状況

平成19年度事務事業の実施状況については、全体で35事務事業の実施を予定し、27事務事業を実施（うち、1事業はH20からの繰上げ実施。）9事業の実施予定を修正しました。

実施した27事務事業のうち主なものは、事務事業の整理合理化においては、「公共工事コスト縮減」で、限られた予算や資源、時間等の最適な組み合わせにより大幅なコスト縮減を図りました。民間委託等の推進においては、「施設振興公社に関すること」で、市職員の派遣縮小や自主的経営に移行することにより補助金の削減を図りました。市民との協働においては、「広報モニター制度」で、一般市民から10名の広報モニターを委嘱し、意見要望等を聴取することで、市民から親しまれる広報の編集ができるようになりました。公営企業等の経営健全化においては、「会計処理」で、3水道事業において別々の会計予算、決算を行っていたものをシステムを統一したことにより事務の効率化が図られました。

そのほか、定員適正化計画の推進により職員数を25名減とし、総人件費の抑制に努めました。

一部繰上げ実施した事業は「自主防災組織」で、自治組織の意識啓発を実施しました。

2 総括表

改革プラン項目		年度別実施事務事業数								実施予定事務事業数			
		17		18		19(実績)		計		20		21	
		予定	実施	予定	実施	予定	実施	実施		予定	実施	予定	実施
		効果額:千円		効果額:千円		効果額:千円		効果額:千円		効果額:千円		効果額:千円	
1-1	事務事業の整理合理化等	6	7	9	8	21	16	31		7		4	
		1,506		13,803		376,493		391,802					
1-2	補助金等の見直し											1	
2	民間委託等の推進	3	3	1	1	3	2	6		1		1	
		5,000		15,899		9,250		30,149					
3	市民との協働			1	1	2	3	4		2		2	
						457		457					
4	公営企業等の経営健全化					7	4	4		1		5	
						34,108		34,108					
5	財政状況と経費削減効果の公表												
6	情報の公開									1			
7	地方分権に対応した組織・機構の見直し									1		2	
8	職員定員の適正化	1	1					1					
						201,631		201,631					
9	給与の適正化												
10	財源の確保	1	1	2	2	2	2	5		1		1	
						2,004		2,004					
11	職員の意識改革			1	1			1					
計		11	12	14	13	35	27	52		14	0	16	0
		6,506		29,702		623,943		660,151					

3 項目別進捗状況

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

① 事務事業の整理合理化等

事務事業番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位:千円
1	広報なすしおばら配布方法の統一	* 現在、毎月2回の広報を発行している。 * 配布については、黒磯地区は新聞折込、西那須野・塩原地区は行政連絡員を通じて配付している。	* 広報の配布方法は、合併後統一することで決まっていた。そのため配布方法を統一し、市全域行政連絡員を通じての自治会配布とする。	* 経費の削減(新聞折込の廃止、西那須野・塩原地区行政連絡員への報償費支払いの廃止、広報紙印刷部数の削減)	* 自治体加入者には、月2回行政連絡員を通じて配布し、自治会未加入者には、公共施設に備え置きにして、直接取りに来ていただくこととした。	12,550
2	男女共同参画の推進	* 男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の実施。 * 男女共同参画推進本部及び男女共同参画懇話会の設置による施策の推進。	* 男女共同参画計画を策定し総合的(横断的)かつ計画的に施策を実行する。 * 条例を制定し、年次報告を位置づけることにより策定後の計画の進行管理の強化を図る。	* 市が実施している男女共同参画に関する施策を行動計画に位置づけることによる計画的かつ継続的な事業の実施。	* 男女共同参画審議会の設置、審議会の開催 * 計画重点施策の実施 * 各種啓発活動の実施	—
3	入札参加資格	* 2会計年度毎に「那須塩原市入札参加資格申請」の受付を行う。 * 市内建設業者については、建設工事における6工種(土木、建築、電気、管、舗装、水道)について客観的な付与点数である経営事項審査結果における総合評点及び主観点数をもって格付けを行う	* 平成19年度から、市内建設業者について、新審査基準による点数を加算し格付けを行う。	* 入札、契約の効率化及び適正化を図る。	* 平成19・20年度那須塩原市建設工事入札参加資格審査基準に基づき市内建設業者の格付けを行った。 建設工事797社(市内200社)、測量・コンサル387社(市内46社)、物品その他861社(市内245社)	—
4	入札・契約に関する諸制度の見直し及び運用	* 公共工事等における入札・契約制度の見直し及び運用について、適宜検討改正を図り、公平・公正、透明性の確保に努める。	* 公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律に基づいた、入札方式等の見直しを図る。 ・ 条件付一般競争入札の拡大 ・ 指名業者の選定基準等の見直し ・ 談合対策の拡充 ・ 電子入札の拡大	* 透明性の確保 * 公正な競争の促進 * 適正な施工の確保 * 不正行為の排除	* 平成19年度から4000万円以上の土木、建築、舗装工事の3工種を電子入札で実施。21件実施 ・ 那須塩原市条件付一般競争入札試行要綱及び試行要領制定 ・ 低入札価格取扱要綱の一部改正(調査基準価格算定方式の明確化) ・ 総合評価落札方式試行要領の制定 ・ 事後審査型条件付一般競争入札要綱制定	—

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位:千円
5	公共工事コスト縮減	*設計金額130万円超えの工事を対象としてコスト縮減を図る。	*「限られた予算や資源、時間等の最適な組み合わせによりより高品質の目的物を低価格で創造・提供する」ことを目的に、公共工事のコスト縮減を図る。	*「品確法」の趣旨に従いながら直接的工事コスト低減、時間的コスト低減、品質向上によるライフサイクルコストの低減等を柱とする施策の展開により、総合的なコスト縮減を図ることができる。	* 那須塩原市公共工事コスト縮減に関する行動計画」を職員に周知し、行動計画を実施。 * 那須塩原市公共工事コスト縮減推進委員会設置要領制定。	302, 785
6	環境マネジメントシステム	*地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、人口5万人以上の自治体では実行計画を定め、原則として全施設を対象に運用し、地球温暖化防止の対応を図る必要がある。	黒磯庁舎における I S O 14001 や西那須野庁舎における率先行動計画によって進めているが、実施施設範囲が狭く、まちまちな対応のため完全なものとはなっていない。	* 那須塩原市の実行計画を策定することにより職員が一つの目標に向かい、温室効果ガス排出の抑制に取り組める。	* 那須塩原市版環境マネジメントシステムの運用開始。→マネジメントシステムに基づき、節電、節水、エコドライブなど、省エネルギーの取組のほか、用紙裏面の再利用など廃棄物の削減に努める。	—
7	市営バス運行	* 交通弱者への対応として、黒磯地区2路線、塩原地区4路線の運行実施 * 採算性の問題から民間バス事業者の参入は見込めない。	* 既存6路線を含め、市営バスの運行についての調査・研究を行う。	* 生活バス路線の充実による交通弱者対策の強化	* 平成19年10月1日運行開始 ・市直営(事業者委託)から乗合バス事業者直営(市と運行協定)へ変更 ・既存6路線を新規路線2、既存路線統合、延伸5路線へ見直し ・病院、スーパー等連絡や市内各駅との結節などサービス圏の拡大	—
8	ホームヘルプサービス事業	* 介護保険の対象外となる一人暮らしの高齢者や、身体障害者及び心身障害児の居る家庭等に対しホームヘルプ等が在宅訪問し、安否確認、相談助言、家事援助、外出時の付き添い、関係機関との連絡調整等必要なサービスを提供している(塩原地区)	* この事業は廃止するが、現在の利用者には経過措置としてサービスを継続する。	* 経費の削減	* 平成18年度にホームヘルプサービス事業運営要綱を廃止し、経過措置として、軽度生活支援事業に移行した。 * 平成19年度に事業を廃止。	8, 557
9	高齢者住宅改造費助成事業	* 介護保険非該当の判定を受けた高齢者のいる世帯で、介護保険の仕様を準用する改造に対し、助成を行う。	* 介護保険サービスの住宅改修事業に移行する。	* 介護予防としての高齢者の自立。経費の節減。	* 平成18年度に高齢者住宅改造費助成事業実施要綱廃止。(施行日:平成19年4月1日) * 平成19年度に事業廃止	3, 600

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位:千円
10	米生産調整対策事業	* 米の需要にあわせ生産調整を行うことにより、農業経営の安定を図る。 * 米作付け面積の配分と、転作の奨励。 * 平成19年度からは農業者団体が実施。	* 円滑な移行のための支援 * 生産調整事務の移管	* 事業の再編整理 * 人件費の削減 (5人→2人) △3人	* 3地域水田農業推進協議会を一本化した那須塩原市水田農業推進協議会を中心として、生産調整を実施した。	24,000
11	畜産イベント事業	* 畜産物の消費拡大と畜産振興のため、西那須野マイタウン畜産フェア(毎年)と畜産共進会(3年に1度)を実施している。	* 事業を統合して実施する。	* 事業の再編整理	* マイタウン畜産フェアと畜産共進会の統合(あり方)について、イベントの協力団体である農協・酪農協等と協議し「西那須野マイタウン畜産フェア」の名称を「那須塩原市畜産フェア」に改め、畜産振興会総会において、畜産共進会は当分の間見合わせることに決定。	1,650
12	ひとにやさしいまちづくり支援モデル事業	* 道路バリアフリー事業の終了した路線沿線をモデル地区として、民間商業施設など(既存建物)におけるバリアフリー化のための改修工事費用の3分の2を補助する事業。平成16年度から平成19年度までの期間限定事業。県費補助事業。	* 平成16年度及び平成17年度において、取組みを希望する事業主はほぼ終了し、その後希望する事業者が少ないため、平成18年度で事業を休止した。	* 経費の削減	* 平成19年度までの期間限定のモデル事業であったが、希望事業者がないため、事業を廃止した。	2,000
13	市営住宅の管理及び営繕	* 建物本体、附帯設備、駐車場、公園等の施設があり敷地の一部は借地である。 * 老朽化している施設が多く修繕費用がかかり、耐用年数を超えているものもある。 * 入居者が高齢化していることからバリアフリー化の必要もある。 * 取り壊し住宅入居者の移転先確保、移転補償が発生する。	* 効率的な建替や統廃合を図る。 * 東小屋団地の廃止。 * 老朽化建物の取壊し。	* 経費の削減(借地料) [削減目標2,200千円]	* 平成20年3月に東小屋団地の用途を廃止した。	—

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位：千円
14	塩原文化会館管理運営事業	＊塩原文化会館は昭和51年に、観光会館的な役割を持った施設としてオープンしたが、団体旅行の減少、近隣市町の文化会館建設により利用は減少の一途である。施設も建設時から32年が経過し、各種設備等の劣悪化により、集客を見込める自主事業は実質的に行えない状態にある。	＊塩原文化会館は、老朽化により、音響、照明、冷暖房施設等に不具合が生じており、施設があるだけで多額の費用がかかっていることから、現在の利用状況では改修する意味がなく、廃館に向けての事務手続きを進めるが、当分の間は、休館とする。	＊維持管理費の削減	＊維持管理費の予算を削減し当分の間休館とすることにした。	6,075
15	会議録の調製	＊議会議事録は業者に委託して作成している。 ＊議事録を印刷物として60部作成し、議員と執行部に配布している。 ＊ホームページにも公開している。	＊段階的に執行部への配布を中止する。	＊経費の削減	＊議会会議録について、執行部（4役・支所長）へは配布しないこととした。 配付部数：50部	—
16	各種選挙執行	＊期日前投票の立会いは、副主幹以上の職員で対応している。 ＊投票所は、全投票所午前7時から午後8時までである。 ＊投票所となっている塩原支所が新築移転するために投票区の見直しをする。	＊期日前投票立会人について民間人を登用。 ＊投票所の実情に合った投票時間の繰上げを検討する ＊塩原支所を投票所とする投票区域を含め、その周辺に位置する投票区域を振り分け、統合することにより投票区を1減ずる。	＊職員が通常業務に専念できる。 ＊開票開始時間を早めることにより人件費が削減できる。 ＊投票区数が1減となることで投票事務に係る人件費が削減できる。	＊期日前投票立会人の業務をシルバー人材センターに委託。 ＊投票時間を繰上げる投票区域の自治会長に説明し承諾を得て、広報・班回覧で選挙人に周知した。 ＊塩沢、板室、新湯の3投票所の投票所閉鎖時間を1時間繰上げた。	3,168

（２）民間委託等の推進

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位：千円
17	施設振興公社に関すること	＊施設振興公社に対する補助金の交付、議会報告を行う。	＊指定管理者制度の受託事業者としての体制確立。 ＊市職員派遣の縮小、廃止を検討する。	＊自主的な経営に移行。 ＊補助金の削減	＊受託事業の特化（指定管理外受託事業の減8事業→4事業）（▲27,052円） ＊組織のスリム化により、市派遣職員の縮小を図った。（▲4,015円）	4,015

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位：千円
18	塩原地区スクールバス管理運営	* 小学校の統廃合及びＪＲバス路線の廃止により遠距離通学を余儀なくされた児童生徒のため、上塩原方面と湯本塩原方面の２路線のスクールバスを運営している。	* 下記の業務を民間に委託する。 ①登校時１便、下校時２便の定時運行。 ②社会科見学等の授業に利用する時間外運行。	* 経費の削減(人件費の抑制)	* 市でバスの運行を実施した場合と、民間委託を行った場合の比較検討を行った結果により、平成１９年４月から民間委託とした。	5,235

(３) 市民との協働

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位：千円
19	広報モニター制度	* 現在、毎月２回の広報を発行している。 * 広報の記事及び編集は職員が行っている。 * 広報記事が市役所側から見た内容になりがちである。	* 一般市民から広報モニターを公募し、記事の表現や編集に対して市民からの視点で見た感想・意見を聴く。	* 市民サービスの向上 * わかりやすく、読みやすい、市民から親しまれる広報の編集を図る。 * 潜在する情報の発掘を図れる。	* モニターを１０名委嘱し意見要望等を聴取することとした。(会議３回、編集委員会７回、広報モニター記事２回掲載)	—
20	自主防災組織	* 自主防災組織が、黒磯地区に２箇所、西那須野地区に２箇所、塩原地区に１箇所組織されている。	* 黒磯地区、塩原地区における組織設立を推進する。	* 地域における自主的な防災意識の向上	* 自主防災組織設立パンフ配布 * 自主防災活動と組織化支援により黒磯地区で２ヶ所が新たに組織化されました。 * ハザードマップの作成、配布、意識の高揚 * 防災講演会開催。	—
21	博物館と市民文化活動との連携	* 那須野が原博物館が、地域の文化活動の活性化を目的とし、自主団体との連携を図る中で、地域文化を醸成する一助として事業を展開している。団体としては、ミュージアムフレンズなすの(友の会)・石ぐら会というりの会(案内ボランティア)・西那須野古文書研究会・西那須野土器づくりの会・那須野が原自然調査会・那須野ヶ原開拓史研究会と那須文化研究会(研究団体)等がある。	* 自主団体が独自に会費で事業(地域に開かれた講演会・学習会・見学会等)を展開することで、博物館事業の不足している部分を補い、地域文化の向上に寄与する。また、博物館事業を援助する団体・個人との連携を深める。	* より職員の関与を少なくし、自主団体の地域還元事業を増加。また、博物館事業をサポートしてもらう。	* 博物館フェスタを実行委員会形式とし、より市民(自主団体)を中心とした活動とした。	457

(4) 公営企業等の経営健全化

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位：千円
22	会計処理	* 3事業においてそれぞれの会計 予算・決算を行っており、会計シ ステムも別である。	* 会計システムの統一 * 特別会計（簡易水道事業） の地方公営企業会計への移行 は、事業統合の中で考える。	* 事務の効率化 * 電算サーバー等の共有によ る省スペース	* 特別会計（簡易水道事業）の法適用化は、 事業統合の中で進められるように検討を進め た。また、各事業で管理していた会計処理に ついてシステムを統一した。	9,232
23	料金システム	* 3事業においてそれぞれ別シス テム	* コンビニエンスストア収納 の導入 * 料金システムを統一	* サービスの向上 * 収納率の向上 * 書式等の統一による経費の 節減	* 料金システムを統一し、コンビニエンスス タア収納も開始した。 * コンビニエンスストアによる支払い窓口の 拡大は、利用者のサービス向上だけでなく、 収納率についても前年度を上回る効果が現れ た。	—
24	給水装置工事申請受付、審 査、竣工検査	* 給水装置の新設、改造の申請に 対する一連の事務。	* 電算化し受付窓口を一本化 する	* 事務の合理化	* 平成19年4月より給水装置工事の受付を 本庁水道施設課窓口に一本化した。 * 黒磯地区給水台帳のデジタル化が完了し た。	—
25	水処理センター施設維持管理	* 黒磯水処理センター、塩原水処 理センター及びマンホールポンプ 場の運転管理については、民間業 者に委託している。 * 処理場から発生する汚泥は、県 及び民間に処分を委託している。	* 維持管理を一元化する。 * 委託を包括的に複数年契約 とする。	* 人件費・維持管理費・経費 の削減 [削減目標額 4,000千円]	* 管理委託内容の精査をした上で、管理委託 契約を締結した。それにより、水処理セン ターの経費削減に繋がった。 また、委託管理の複数年契約と2処理場 の運転管理の一元化については、平成20年 度実施予定である。	24,876

(1 0) 財源の確保

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施内容	効果額
						単位：千円
26	公共施設用地等の賃貸借契約	* 国・地方公共団体、その他公共サービスを行う法人にし市所有地を貸している場合、適正な対価を求める。	* 関係機関に貸している土地について使用料を徴収する。	* 歳入の増	* 東京電力電柱使用料徴収（西那須野地区 8 2 9、塩原地区 1 0 5） 1,401,000円の増 * N T T 東日本電柱使用料徴収（西那須野地区 2 4 9、塩原地区 1 5 3） 603,000円の増	2,004
27	国民健康保険税、介護保険料の徴収事務	* 未納者に対する電話・文書による催告 * 納税相談の実施 * 保険証の発行判定（国保税）	* 滞納整理を行う組織の設置 * 24時間営業のコンビニエンスストア等での収納 * 短期・資格発行者に対する納付促進	* 収税額の増 * 公平性の確保	* コンビニエンスストアでの収納取扱いを実施（国保税） * 認定結果通知書に納付を促すチラシ（給付制限の説明を記載）を同封し送付した。（介護）	—

4 改革実施事業で平成19年度に削減効果の現れた事務事業

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

① 事務事業の整理合理化等

事務事業番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施時期（年度）					効果額
					H17	H18	H19	H20	H21	単位：千円
1	元気アップデイサービス事業	*高齢者の閉じこもり防止のため、日常生活訓練、趣味活動などを行う。 3地区で実施内容や、利用者負担が違ふ。移送サービスの実施。	*実施方法、利用者負担などを統一する。不足している施設は、公民館などを活用して対応する。 *NPO等の事業参加を検討する。	*利用者の利便性向上。 *介護保険事業への負担軽減。		○				12,108
					*週1～2回、4時間で1回100円の利用者負担に統一。希望者には送迎。黒磯地区は11ヶ所（シルバー10ヶ所、NPO1ヶ所） 西那須野地区と塩原地区は2ヶ所（いずれもシルバー2ヶ所） *現在も事業内容の充実を図りながら実施箇所の増設を推進している。					

(8) 職員定員の適正化

事務事業番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施時期（年度）					効果額
					H17	H18	H19	H20	H21	単位：千円
2	定数管理（定員適正化計画）に関すること	*定員適正化計画の推進	*平成22年4月1日の目標職員数を平成17年4月1日現在から46人（4.8%）削減する。	*総人件費の抑制 *平成22年の目標達成時には、平成17年度の平均人件費から推計すると平成17年度と比較して3億6,800万円の削減が見込める。	○					201,631
					*技能労務職退職者の対応として、事業の委託化や臨時職員対応による不補充としたこと、また、事務職では定年退職者に加え早期退職特例制度による退職者が増加したことなどにより、大幅な職員数削減に繋がった。					

5 参考資料

(8) 職員定員の適正化

時点		H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1
計 画	目標職員数 (人)	950	951	950	938	927	904
	対前年増減数 (人)	—	1	▲1	▲12	▲11	▲23
	累計減員数 (人)	—	▲1	0	12	23	46
	累計削減率 (%)	—	▲0. 1	0	1. 3	2. 4	4. 8
実 績	職 員 数(人)	950	951	926	897		
	対前年増減数 (人)		1	▲25	▲29		
	累計減員数 (人)		▲1	24	53		
	累計削減率 (%)		▲0. 1	2. 5	5. 6		

(10) 財源の確保

種 別	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	21年度末目標数値
市税(国民健康保険税を除く)	96. 0 %	95. 7 %	95. 9 %	95. 7 %	%	%	97. 6 %
国民健康保険税	86. 5 %	84. 1 %	83. 8 %	83. 5 %	%	%	88. 0 %
介護保険料	97. 9 %	97. 4 %	97. 6 %	97. 8 %	%	%	98. 9 %

平成19年度 修正事務事業

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

① 事務事業の整理合理化等

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施時期（年度）					効果額
					H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	単位：千円
1	外国人のための生活支援	＊便利マップ、ガイドブックの作成 ＊日本語指導者の養成 ＊庁内推進組織がない	＊国際交流庁内推進会議組織の設置 ＊窓口手続きを円滑にするための協力体制を検討 ＊外国人のための相談窓口の創設	＊在住外国人のニーズに対応 ＊国際化への対応			○		→	－
	被服貸与事務	＊被服貸与規定により作業服等を貸与している。	＊貸与機関・貸与数量の見直し（更新が必要な職員に限）	＊経費の削減			○	→	○	－
					《修正理由》 ＊平成17年度の新市発足とともに一斉に貸与した作業服の更新について、3年の貸与期間経過後の更新者が多数を占めるため、当該更新に当たる平成20年度に貸与期間の見直しを行うこととした。					
3	市税収納管理事務（納税啓発報奨金等）	＊固定資産税と市県民税の普通徴収分について、納期全納税に対し報奨金を交付 ＊交付率1／100、上限額20万円 ＊県内でも高い交付率と上限額になっている	＊預金金利と他市町と比較し適正なものにしていく	＊経費の節減			○		→	－
					《修正理由》 ＊収納率向上を目指し滞納整理を進める中で、交付率と上限額が収納率に及ぼす影響等を検討すると、早期廃止（減額）は難しいため継続検討することとなった。					
4	不法投棄防止事務（監視指導）	＊市担当職員及び監視員による廃棄物の不法投棄監視 ＊不法投棄に関する相談、苦情処理 ＊不法投棄情報の対応	＊廃棄物の適正処理についての啓発活動実施 ＊不法投棄対策の助言 ＊休日・夜間の監視委託の検討→監視カメラの導入 ＊市民との連携による監視活動	＊廃棄物適正処理の意識付け ＊休日・夜間の監視体制強化			○		→	－
					《修正理由》 ＊廃棄物の適正処理についての啓発活動は毎年行っているが、休日や夜間の不法投棄監視体制を強化するために監視カメラの導入や監視委託について継続検討することとした。					

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施時期（年度）					効果額 単位：千円
					H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
5	憩の家管理運営事業	*憩の家は、60歳以上の方の交流の場として4ヶ所設置。	*憩の家のうち、島方荘を元気アップデイサービスセンターに移行。他館は廃止。	*経費の削減			○		○	—
					《修正理由》 *3施設（若葉荘、高齢者創作館、島方荘）を同時期に廃止するために庁内関係課と地域利用者等との調整を継続推進することとした。					

（２）民間委託等の推進

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施時期（年度）					効果額 単位：千円
					H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
6	公立保育園管理運営事業	*就労等により家庭において十分保育できない児童を、家庭の保護者に代わり保育することを目的とする施設。	*民間に事業を委託するのではなく、市の施設を条例廃止し、民間に保育園として貸与する。 *運営費についても、現行の民設民営と同様国庫補助の対象となる。	*民間活力導入により、より特色ある保育が期待できる。 *経費の削減が図れる。			○			—
					《修正理由》 *保育園整備懇談会を設置して保育園整備計画について策定を進めた結果、平成21年度から保育園整備計画を実行し民営化を進めることとなった。					

（４）公営企業等の経営健全化

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施時期（年度）					効果額 単位：千円
					H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
7	工事負担金	*道路管理者が行う道路工事等に伴う水道管移設経費。	*水道管移設費の負担割合を事業者間で協定を締結して定める。	*経営の健全化			○			—
					《修正理由》 *道路管理者が行う工事については、道路法第71条第2項第1号の規定により、道路に関する工事のため止むを得ない必要が生じた場合には移転措置を命ずることができ、占用者の負担で移転となる。これにより、直ぐには費用負担等協定を締結する状況にはないが、事業者間では継続して検討することとした。					

事務 事業 番号	事務事業名	事業概要	改革の概要	改革の効果	改革の実施時期（年度）					効果額 単位：千円
					H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
8	取水・浄水場施設・設備・管理監視体制の整備	* 3 水道事業の取水及び浄水場施設・設備・管理体制・監視システムに違いがある。	* 各浄水場の施設・設備・管理監視体制を統一し、一箇所で集中管理できるシステムを整備する * 浄水場維持管理体制の民間委託を推進する。	* 維持管理体制の確立により経費の削減・事務の効率化 * 危機管理体制の確立による安全性の確保 * 一括民間委託による経費の削減			○ → ○			—
					《修正理由》 * 水道事業基本計画の中の施設整備計画に基づき水道管理監視システムの構築を検討する。 全浄水施設・設備の運転管理の民間委託（同一業者）					
9	管路管理台帳整備事業	* 配水管、導水管、送水管の台帳	* 電子データ化する	* 維持管理体制の確立により経費の削減・事務の効率化 * 危機管理体制の確立による安全性の確保 * 維持管理の適正化 * 漏水事故が発生した場合の早期対応			○ → ○			—
					《修正理由》 * 既に整備されている下水道台帳との共有化を検討し、将来的には、企画担当課でまとめる全市の基図で、すべての管路図を電子化する。					